

移動等円滑化取組計画書

2022年6月27日

住 所 千葉県浦安市千鳥 12-5

事業者名 東京ベイシティ交通株式会社

代表者名 代表取締役社長 多田和義

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

① 乗合バス車両

バリアフリー化整備としてノンステップバスの導入を推進しており、現在82%の代替が完了している。高速バス車両はコスト面や運用面で困難となっている。

② バス停の改善

車いすのスロープ板を使用する際、乗降場所が合わない等のバス停があるため、関係各所との協議を継続し、順次改善を進めていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ワンステップバスからノンステップバスへの代替について、2022年度は5台導入を予定している。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
①行先表示機の視認性向上 ②乗務員対応	①2020年度以降に導入する新車において、LED行先表示器の表示色を白色に統一し、視認性を高める。 ②全乗務員車椅子対応の研修を受講している。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
①バスロケーションシステム ②ホームページ	①路線検索アプリ「もくいく」とバスロケーションシステムを連携し、接近情報表示の際にノンステップバスかワンステップバスかの識別を可能としている。 ②ホームページにて必要な情報を提供できるよう検討していく。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育	新人研修のカリキュラムに車椅子対応について組み込まれている。他の乗務員へは年に1回、車椅子等の乗降に関する教育を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
①車内注意喚起 ②車内運賃表示器	①国土交通省が作成したポスターを車内まど上にて掲出する他、路線バス全車両に床面注意喚起ロゴマットを施し、車内事故注意等の啓発を行っている。 ②車内表示器にて優先席案内を掲示し啓発を行っている。

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

当社へのメールや電話等によるお客様からのご意見のほか、定期券発売に関する業務委託先と定期的な情報共有を行い、窓口寄せられるお客様の声を反映させている。

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバス	なし	

#### V 計画書の公表方法

当社ホームページを通じて公表する。

#### VI その他計画に関連する事項

高齢者・障害者等を含む車内事故撲滅を図るため、停車場発進時に「+2秒の着座確認」を励行している。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。